

●臺灣の地震 三月一七日の震災に續いて四月五日嘉義、斗六、鹽水港に地震あり。嘉義即死九負傷四七、鹽水港即死三負傷一五、斗六即死一負傷三家屋被害三、臺南負傷三家屋被害五、其他鳳山、橋仔、阿緞、彰化、苗栗等にも多少の被害あり。道路龜裂し、噴水所々に起る。(四月一六日臺北電報第二回による) (ア、ゼ)

●我國關稅定率の改正 本年法律第一九號を以て發表せられたる同法は關稅の附加すべき物品の種類及其各稅率等を改正し、附加の方法を從價稅從量稅とせり。從價稅は白金、安知母尼等の七分五厘を最とし、香水香油類及眞珠の六割、毛皮類製品類の五割を最高とし、從量稅は百斤中鐵塊、クワンコルクの十錢を最低額とし、最高なるものに至りては麝香の一斤につき二五〇圓に達せるあり、又無稅品輸入稅免除品(御料品の如き輸入禁制品を挙げ、尙勅令第五二號により明治三十九年十月一日より實施せらるることを規定せらる(明治三十九年三月三號) (日官報第六八三三號) (小林)

●本國の地震を米國に問ひ合はす 去月臺灣に於ける地震は如何にしけん、小笠原島にては寄航の米船によりて日本全部の大震として傳へられ、島民安さ心なく去りとして之を本國より知るべき傳りもなく、終に二百余里を隔つる本國の事實を數十百倍せる米國に打電して漸く安心するに至れり滑稽の至りならずや(小林)

●鬱陵島本邦人狀況 鬱陵島は日本人の在住者三〇三名内男一八五名女一八名戸數九六戸あり。而して韓民は戸數六五九、人口三七〇〇餘を算せり。陸産は靚のトガ等の材木にして大豆之に次ぎ、例年六七千石の收穫ある、昨年は不作にて三千五六百石の收穫に過ぎず、海産は烏賊、海鼠、海苔にして警察官は、巡査部長以下二名あり、又郵便受取所ありて毎月一回釜山と交通を爲せり、邦人の自治機關として居留民總代あり、又小學校の設けもあり、在住者の職業は貿易商、木挽、漁業、船乘業等の由なり(三十九年四月廿九日) (ア、タ)

●鎮南浦防水設備冬季船舶出入自在 鎮南浦各國居留地會は、四〇噸積貯船五隻に防水設備を爲し三九年一月より流水期中旅客及貨物陸揚の便利を與へ、又日本郵船會社取扱汽船第二及第四オハノイ號は流水期中と雖も當港に來港すると爲れり(鎮南浦帝國領事館報告) (三十八年二月六日官報)

●韓國標準時 韓國にては既に京釜鐵道開通當時より汽車發着其他普通の生活にも本邦中央標準時を採用しをりたるが、統監府は去五月二六日府令第十三號を以て左の如く公布せり、

●山東鐵道輸送成績 膠濟鐵道は山東省を橫貫し、目下海洋と内地とを連絡する最も便利なる交通機關なるが故に同省を吞吐する貨物の大部は皆此線路によれり。然るに開通以來同會社は未だ作業成績を公にせず以て今日に至り昨一九〇五年度に至り始めて其運輸成績概況を公表せり即ち

尙統監府及所屬官署に於て用ゆる時間は帝國標準時に依る(次項關東州標準時参照) 鐵道は境んど全部東經一〇七度半を以て明(化)するを以て無論中央標準時に依れるものなることは云はすして明らか(六月二日官報第六八七六號) (以上二件ア、カ)

●安東領事開始 去る五月五日外務省告示第五號にて清國盛京省安東縣に帝國領事館を設置し五月一日より開館せる由告示せらる其管轄區域中には盛京省の中安東縣、岫巖州、寬甸縣、通化縣、懷仁縣、臨江縣、輯安縣等あり 官報(三十八年五月五日) (ア、シ)

●關東州の標準時 韓國に標準時法採用は既に前述の如くなるが、樺太及關東州にても其古領當時より我中標準時を採用せり

●關東州の標準時 韓國に標準時法採用は既に前述の如くなるが、樺太及關東州にても其古領當時より我中標準時を採用せり

●關東州の標準時 韓國に標準時法採用は既に前述の如くなるが、樺太及關東州にても其古領當時より我中標準時を採用せり

●上海マニラ間海底電線開通 米國太平洋海底電線は上海に通じ、全線竣工したるを以て此程米國大統領ルーズヴェルト氏と清國皇太后との間に互に挨拶ありたり(五月三日上海電報)

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英

●鎮南浦防水設備冬季船舶出入自在 鎮南浦各國居留地會は、四〇噸積貯船五隻に防水設備を爲し三九年一月より流水期中旅客及貨物陸揚の便利を與へ、又日本郵船會社取扱汽船第二及第四オハノイ號は流水期中と雖も當港に來港すると爲れり(鎮南浦帝國領事館報告) (三十八年二月六日官報)

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英

●山東鐵道輸送成績 膠濟鐵道は山東省を橫貫し、目下海洋と内地とを連絡する最も便利なる交通機關なるが故に同省を吞吐する貨物の大部は皆此線路によれり。然るに開通以來同會社は未だ作業成績を公にせず以て今日に至り昨一九〇五年度に至り始めて其運輸成績概況を公表せり即ち

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英

●鎮南浦防水設備冬季船舶出入自在 鎮南浦各國居留地會は、四〇噸積貯船五隻に防水設備を爲し三九年一月より流水期中旅客及貨物陸揚の便利を與へ、又日本郵船會社取扱汽船第二及第四オハノイ號は流水期中と雖も當港に來港すると爲れり(鎮南浦帝國領事館報告) (三十八年二月六日官報)

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英

●鎮南浦防水設備冬季船舶出入自在 鎮南浦各國居留地會は、四〇噸積貯船五隻に防水設備を爲し三九年一月より流水期中旅客及貨物陸揚の便利を與へ、又日本郵船會社取扱汽船第二及第四オハノイ號は流水期中と雖も當港に來港すると爲れり(鎮南浦帝國領事館報告) (三十八年二月六日官報)

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英

●鎮南浦防水設備冬季船舶出入自在 鎮南浦各國居留地會は、四〇噸積貯船五隻に防水設備を爲し三九年一月より流水期中旅客及貨物陸揚の便利を與へ、又日本郵船會社取扱汽船第二及第四オハノイ號は流水期中と雖も當港に來港すると爲れり(鎮南浦帝國領事館報告) (三十八年二月六日官報)

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英

●鎮南浦防水設備冬季船舶出入自在 鎮南浦各國居留地會は、四〇噸積貯船五隻に防水設備を爲し三九年一月より流水期中旅客及貨物陸揚の便利を與へ、又日本郵船會社取扱汽船第二及第四オハノイ號は流水期中と雖も當港に來港すると爲れり(鎮南浦帝國領事館報告) (三十八年二月六日官報)

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英

●鎮南浦防水設備冬季船舶出入自在 鎮南浦各國居留地會は、四〇噸積貯船五隻に防水設備を爲し三九年一月より流水期中旅客及貨物陸揚の便利を與へ、又日本郵船會社取扱汽船第二及第四オハノイ號は流水期中と雖も當港に來港すると爲れり(鎮南浦帝國領事館報告) (三十八年二月六日官報)

●英清西藏新條約 英清西藏條約の結果英國は清國の主權を認め清國が西藏の内政に干渉せざる限り英